

[原著論文]

社会教育施設の新しい役割と機能に関する一考察 —教育基本法改正以後を中心に—

古市 勝也¹⁾ , ブストス・ナサリオ²⁾

要 旨

社会教育施設の新しい役割と機能について、平成18年の「教育基本法」の全部改正以降の法的根拠、答申等を踏まえて考察した。その結果、社会教育施設は、地域住民の学習、地域づくり、まちづくり、人づくりの拠点であり、子どもから高齢者まで集う施設である。多様な地域問題の解決のため、関係者・機関・団体等との連携の中核施設であることが明らかになった。

キーワード：新しい役割・機能，人材育成，拠点施設

ON THE NEW ROLES AND FUNCTIONS OF SOCIAL EDUCATION INSTITUTIONS : Centered on a discussion of the New Fundamental Law of Education

Katsuya FURUICHI¹⁾ , Nazario BUSTOS²⁾

Abstract

We discuss the new roles and functions of the Social Education Institutions, produced by the full revision of the Japanese Fundamental Law of Education. We found that these institutions are now not only the centre for learning activities of all (including children and senior citizens), but also of the activities for the development of the region and the communities. They also function as centre for the liaison between multiple institutions and groups to discuss and solve the multiple problems of the communities.

KEY WORDS : New roles and functions, learning activities, central institutions.

1) 九州共立大学スポーツ学部
2) 桜花学園大学保育学部

1) Department of Sports Science Kyushu Kyoritsu University
2) Faculty Of Early Childhood Care And Education Ohka Gakuen University

1. 緒論

～今、なぜ社会教育施設か、

社会教育施設を取り巻く現状～

社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の役割と機能については、その歴史的経緯を追って語られる研究等が多い。筆者も大学の授業や地方公共団体への講演等で歴史的経緯を踏まえて語ってきた。しかし、この度（平成25年1月25日）、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下「国社研」という）主催の「社会教育主事講習〔B〕」で「社会教育施設の役割と機能」のテーマで講義を依頼され、いざ講義資料作成に取り掛かる時にふと思った。「待てよ、今回の受講生たちは社会教育主事の資格を取得して、これから社会教育主事としての仕事する人たちである」・「今、社会教育を取巻く現状はどうなっているのか」・「そのような中で、社会教育主事に何が求められるようになってきているのか」を捉えて話す必要があると考えた。特に、「社会教育施設に求められている新しい役割・機能は何かについて焦点化した講義にしなければならない」との想いが強くなったのである。

当然、大学の「社会教育施設論」で行う歴史的経緯を踏まえた「社会教育施設の役割と機能」も大事である。しかし、新しく社会教育主事の仕事スタートさせようとする受講生には、教育基本法（平成18年改正）以後の新しい役割と機能を浮き彫りにして話す方が役立つだろうと思ったのである。

今、社会教育施設が揺れている。その大きな要因は以下の3つと考えられる。1つは、教育委員会管轄（以下「教委管轄」）はもとより、首長部局、民間を含め多様な教育施設ができてきたことである。これらの施設とどのように関わったらいかがが課題である。2つには、教委管轄の社会教育施設が一般部局化されていることである。3つには、公的施設の管理・運営が指定管理者制度等によって外部化されてきていること等である。

（1）多様な施設の中での社会教育施設の役割

まず、社会教育主事は、地域には教委管轄の施設だけでなく多様な施設が存在していることを認識する必要がある。生涯学習社会の実現に向けて、このような首長部局、民間の「社会教育的な」「生涯学習的な」「生活支援的な」施設と効果的な関係性を持つためには、公の社会教育施設にどのような役割・機能が求められるかが課題である。

（2）社会教育施設の一般部局化

今、文化・スポーツ・生涯学習行政が一般部局化している。博物館、体育館、市民センター等が教委管轄から首長部局の管轄になっているところが多くなっている。

例えば佐賀県では、平成24年4月から、知事部局に文化・スポーツ部が新設され、社会教育行政は知事部局文化・スポーツ部の「まなび課」に移管した。その際、佐賀県知事は「学びの場は社会全体になり、公民館や教育委員会だけでなくなくなった。学習者主体の学びの場の実現が求められる。知事部局で一元化して実施する。図書館、博物館、美術館も広く来館者を求め、楽しむ要素、お客様を引っ張ってくる観光の要素も出てきた。時代の変化に対応し、充実強化を図るため知事部局に移管した。」¹⁾と答弁している。

一部の市民は「社会教育部門を知事部局に移した組織改編は明らかに法律問題ではないか」²⁾と疑問を呈している。これに対して、佐賀県職員課は「法律違反とご指摘のことは、社会教育法に基づき教育委員会が所管している事務の一部を知事部局に委任等を行ったことに関することか・・・」としながら「このことに関しては、地方自治法第180条の7で、教育委員会の事務の一部を知事部局の職員に対して委任等ができると規定されており、今回のような委任等ができることは、同法を所管する総務省にも確認した」³⁾と答えている。

このような傾向は「地方分権一括法」⁴⁾以降顕著になってきており、今後の議論が待たれるところである⁵⁾。

（3）社会教育施設の「指定管理者制度」導入

指定管理者制度を導入する社会教育関連施設が多くなった。なぜ、指定管理者制度導入かを見ていくと、「地方分権推進法」に行き着く。平成7年に「地方分権推進法」が制定され、地方分権・規制緩和を推進するため法制面の整備がなされるようになったのである。

地方分権の基本理念は以下の通りである。

地方分権推進法 第2条（地方分権の推進に関する基本理念）
地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

その後、平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下「地方分権一括法」という）が施行（平成11年制定）されている。

この「地方分権一括法」により、青年学級振興法が廃止され、社会教育法、図書館法、博物館法、スポーツ振興法の一部が改正されている。さらに、平成13年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示され、平成15年に「公民館の設置及び運営に関する基準」と「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正・告示されている。

さらに、平成15年に「地方自治法の一部を改正する法律」が制定され、施設の管理を代行する指定管理者制度が創設されている。その結果、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され、法人やその他の団体の中から、地方公共団体の議会の議決を経て指定された団体が、施設の管理を代行できるようになったのである⁶⁾。

このメリットは、競争原理による公的資金の負担軽減につながるとともに、施設の経営に民間活力を導入することであり、民間の経営のノウハウを活用することが可能になったことである。さらに大事なことは、公共施設の管理の代行であり、住民サービスの向上が期待されており、サービスの量・質を落とすはならないことである。

2. 社会教育施設とは

(1) 文部科学省(旧「文部省」) 答申

ここで改めて「社会教育施設」について、国の答申を見てみたい。昭和46年社会教育審議会答申によると、一般的に、社会教育施設とは、社会教育行政の管轄下にある施設である。公民館、図書館、博物館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、総合社会教育施設(社会教育総合センター等)、視聴覚センター、女性教育施設(女性センター、婦人教育会館等)等が挙げられる。

これを設置目的から見ると、もっぱら社会教育活動を目的とする施設である、公民館、図書館、博物館、体育館、青年の家等を社会教育施設という。一方、社会教育のために設けられたものではないが、社会教育の推進に事実上役立つ施設: 学校教育施設、厚生施設、職業訓練施設、農業研修施設、教養娯楽施設等を社会教育関連施設と言っている⁷⁾。

また、社会教育関係施設として、社会教育行政以外の管轄にある施設でも、人々の学習活動を支援し、学習情報・知識を提供したりする施設を社会教育関係施設(又は社会教育関連施設)と呼ぶことが多い。

以下、考察の対象となる施設例である。

- ア 社会教育施設: 公民館、図書館、博物館、美術館、歴史資料館、青年の家、少年自然の家、女性教育会館、祖聴覚センター、視聴覚ライブラリー、青少年センター、市町村民センター、社会教育総合センター等
- イ 文化施設: 文化会館、文化センター、公会堂、記念館等
- ウ 社会体育施設: 体育館、クラブセミナーハウス、広域スポーツセンター、陸上競技場、運動場、球技場、武道館(柔道・剣道場)、相撲場、プール、ランニングコース、ウォーキングコース、スキー場、総合施設等
- エ 福祉施設: 児童館、児童文化センター、子育て支援センター、母子保健センター、老人福祉センター、老人憩いの家、福祉会館、隣保館、保養センター、保養所、健康管理センター、高齢者大学校、福祉ボランティアセンター等
- オ 農林漁業関係施設: 農協会館、農村研修館、農村婦人の家、生活改善センター、林業研修所、林業センター、水産会館、漁業会館、漁業センター、農林会館、農林・水産・林業・漁業試験場等
- カ 商工労働関係施設: 勤労青少年センター、働く婦人の家、勤労センター、商工会館、観光センター、消費生活センター、勤労福祉会館、総合施設等

(2) 社会教育施設の設置等に関する法的根拠

以下、下線は筆者が読みやすくするため加筆した。

ア 地方自治法

「地方自治法」は、第244条1項で「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする」⁸⁾としている。「公の施設」の設置の根拠となる。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、第30条で「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」⁹⁾としている。「教育機関」の設置を謳っている。

ウ 社会教育法

「社会教育法」¹⁰⁾では、社会教育施設の設置及び

運営等が次のように謳われるとともに、図書館及び博物館は、社会教育のための機関（第9条）と位置づけられている。

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、（中略）・環境を醸成するように努めなければならない。

第5条 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

第6条 3 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること。

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

3. 社会教育施設に求められる新しい役割と機能とは何か

—法的根拠・答申等から見る—

社会教育施設にどのような役割・機能が求められているか考察したい。

その新しい役割と機能については、教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を踏まえた、教育振興基本計画にある。すなわち社会教育は「だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する」¹¹⁾としている。その中で、役割・機能として「特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す」ことである。さらに、「公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す」としているのである。

以下、教育基本法改正以降を中心に社会教育施設の新しい役割と機能等について浮き彫りにしてみたい。

（1）教育基本法（2006（平成18）年12月改正）

（教育の目標）

第2条 -3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重

んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（2）教育振興基本計画（2008（平成20）年7月1日）

教育振興基本計画（文部科学省）の「第3章今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」-「（3）基本方向ごとの施策」-「基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む」-「④いつでもどこでも学べる環境をつくる」では、下記のような社会教育施設の役割機能が謳われている。

教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ、だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する。その際、特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す。（再掲）

【施策】

◇ 図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進

・ 図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件を支援する。

・ 地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す。また、学芸員の資質向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。

◇ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり

・ 公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す。あわせて、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を促す。また、社会教育施設における学習の成果を活用した、地域において必要とされているボランティア活動を促す。

(3) 「社会教育法」一部改正(2008(平成20)年6月11日法律第59号)

平成20年に一部改正された「社会教育法」には、下記の社会教育の任務等が謳われている。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

第3条の3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)：第5条

3 公民館の設置及び管理に関すること

4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること

7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

○13 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後及び休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。(○印、筆者、以下同じ)

○14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

○15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

(都道府県の教育委員会の事務)：第6条

1 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

2 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

3 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

第2章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

4. これからの社会教育施設の新しい役割・機能

教育基本法、教育振興基本計画、社会教育法等をみて、共通して期待される役割・機能が見えてくる。

(1) 新しい社会教育の役割

社会教育の目的としては、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、社会の発展に寄与する人材の育成」が挙げられる。また、「個人の要望や社会の要請に応え、社会で行われる教育」は社会教育の領域である。さらに、「家庭教育に関する学習機会や情報の提供」、「児童・生徒への放課後、休業日の学習機会の提供、事業の実施」、「青少年のボランティア活動(奉仕体験活動、自然体験活動)、体験活動の機会の提供」、「学習の成果を活用する機会の提供、事業の実施」は社会教育の仕事であると言えよう。

(2) 社会教育施設の新しい機能

社会教育の目的・任務を遂行するために、社会教育施設に求められる新しい機能は以下の3つである。社会教育施設は①「地域の学習の拠点・活動の拠点であり、知の拠点であり、人づくり・まちづくりの拠点機能を持つ施設」である。また、②「多様な関係機関と組んで、出かけて事業等実施の中核施設の機能を持つ」ことである。さらに③「学習の成果を活用して地域に必要なボランティア活動を推進する役割・機能を持つ」のである。

そのためには、これからの社会教育関係職員には社会教育施設を①地域課題解決のための学習活動・地域貢献活動・公共活動の拠点にする。②多様な関係機関・関係施設間、他部局、民間企業・団体、NPO等が繋がり・つなぐ等の連携の中核的な役割を社会教育施設が担い、コーディネーターとしての役割を果たすようにする。③社会教育施設自らが自己点検・自己評価を実施して、評価の結果を住民に公表するとともに

に、「PDCAサイクル」を着実に実施する。④社会教育施設の行政サービスを低下させないために、職員体制を確立するとともに、職員の資質能力の向上のための職員研修が重要になる。

5. おわりに

社会教育は「すべての国民の個人の要望、社会の要請に応じて、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」のが任務であるといえよう。この任務を遂行するために社会教育施設は、関係機関団体と連携する中核的な役割・コーディネーターとしての役割が求められる。

そのためには、1つには、社会教育施設は、地域住民の学習を推進し、地域づくり、まちづくり、地域を担う人づくりの拠点としての機能が求められるのである。

2つには、人が集まる施設・来館者の多い施設が求められる。具体的には、見学者、学習者、学習グループ、子どもから高齢者まで集う施設が求められるのである。

3つには、社会教育施設は、多様な地域課題等を解決するために、老人福祉、健康づくり、児童相談、福祉協議会、まちづくり協議会、環境、法律等の様々な活動を行う多様な施設との連携をつくる必要があるため、その連携の中核的な役割を果たすべきである。

また、評価にあたっては、来館者数、見学者数、相談者数、育てたグループ・サークル数、連携・協力した団体数等も実績に入れて評価することが施設の存在意義になる。常に地域住民に説明責任を果たし、住民、団体、学習グループが応援隊になってくれる施設が求められる。

さらに、具体的な人材育成にあたっては、学習者を増やす、学習グループを育てることが基本である。さらに、育った学習者を地域公共活動のボランティア活動参加へ案内する。ボランティア活動に自ら参加するように支援する。また、学習者自身がボランティア活動を企画立案できるようにし、地域全体を見渡し「まちづくりプランナー」になるように積極的にリードする。さらに、育った人材を「人材バンク」に登録し、地域の人材資源として活用する機会を提供する。

そして、活動資金獲得については、予算獲得、補助金・助成金獲得、スポンサー獲得、広告料獲得、冠大会・冠事業の実施等が挙げられるようにする。

事業については、人づくり、まちづくりの視点が大事である。そのためには、人材育成講座、学習グループ育成講座、ボランティア養成講座、リーダー養成講座、コーディネーター養成講座等が挙げられる。そして大事なのは、家庭教育・子育て事業、青少年の奉仕・体験活動は社会教育施設の重要な事業であることを前提にすることである。

Received date 2013年6月4日

Accepted date 2013年8月17日

引用文献

- 1) 平成23年6月21日佐賀県議会一般質問「知事発言」から（筆者要約）
- 2) 「投稿欄」平成24年6月27日『佐賀新聞』
- 3) 「投稿欄」平成24年6月30日『佐賀新聞』
- 4) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」平成12年4月施行
- 5) 古市勝也（2012）：生涯学習振興における一般行政と教育行政・日本生涯教育学会年報第33号，91-106
- 6) 北海道立生涯学習推進センター『社会教育施設の運営に関する調査研究』研究報告第20号，第Ⅱ章-2，平成17年3月
- 7) 昭和46年社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」第2部-4「社会教育に関する施設」
- 8) 「地方自治法」（昭和22年4月17日法律第67号，最近改正：平成25年5月31日法律第28号），第244条1項
- 9) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年6月30日法律第162号，最近改正：平成19年6月27日法律第98号），第30条
- 10) 「社会教育法」（昭和24年6月10日法律第207号，最近改正：平成24年8月22日法律第67号）
- 11) 文部科学省「教育振興基本計画」2008(平成20)年7月1日，第3章-(3)-基本的方向1-(4)

参考資料

生涯学習・社会教育研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』平成24年版，第一法規，平成23年7月

<資料編>

1. 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」中央教育審議会答申(2008(平成20)年2月19日)

第1部 今後の生涯学習の振興方策

1 生涯学習の振興の要請 —高める必要性和重要性(自立した個人の育成や自立したコミュニティ(地域社会)の形成の要請)

(持続可能な社会の構築の要請)

各個人が社会の成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる。各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築・・・(略)

3 目指すべき施策の方向性

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

②多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

社会の変化に対応するために必要な学習や公共の観点から求められる学習については、学習者が必ずしも積極的に学習しようとしないうち、学習しようと思っても学習機会が十分でない場合、市場のメカニズムに委ねていると民間事業者によって学習機会が提供されない場合等が考えられ、行政が積極的に学習機会提供・啓発活動・検証し、改善を図ることが必要である。このため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設の果たす役割は大きい。

(2) 社会全体の教育力の向上 —学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり —

①社会全体の教育力向上の必要性

○また、成人の様々な学習機会についても、従来の教育機関、社会教育施設等特定の主体によって提供され、固定的な特定の場で行われる機会のみでは十分でなく、多様な関係者が多様な機会を提供することが望ましい。

②地域社会全体での目標の共有化

○各地域における教育力向上の必要性が高まる中、多様な関係者・関係機関が連携し、様々な学習機会が各地域において提供されることが望ましい。その際に、行政は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設をこれまで以上に活性化し、様々な教育課題や行政課題について新たな学習機会を提供するとともに、NPO等との一層の連携を図ることが望まれる。

③連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

○そのようなネットワーク型行政の推進には、これまでの個別の社会教育施設等において提供してきた行政サービスの在り方を大きく見直すものであり、従来のサービスをより柔軟・機動的にそれを必要としている者等に行き届くようきめ細かい対応をすることが可能となり、今後は、地域社会の住民等のニーズに応じて、このようなネットワークを活用し、必要とされるところに積極的に出向いていく行政を推進すること

が期待される。

○例えば、・・・、公民館等においても施設に来る対象者に対するサービスの提供の視点のみならず、その機能を核として民間事業者等と連携した「出前型」の講座等を実施すること、・・・等、地域のニーズに応じた様々な取組が考えられる。

○ これまでも、福祉や学校教育等・・・訪問型の支援を行うなど、支援を必要としている対象者に行き届ききめ細かい行政への取組が行われているところである。しかしながら、生涯学習振興行政・社会教育行政においては、個人の自主的な意志を尊重するとの基本的考え方が強いこと等から、一部例外はあるものの、基本的には社会教育施設等の特定の機能を持った場においていわば固定的にサービスを提供する取組が主体であった。今後は生涯学習振興行政・社会教育行政においても他の分野における取組等も各地域において参考しつつ、行政の側がより積極的に「出向いて行く」ことにより、支援を必要としているが自ら積極的に来ない者や来たくとも来れない者等に対するよりきめ細かい対応も期待される。

4 具体的方策

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

②多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

○ 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習機会の充実を図る上で、社会教育行政としては、地域の学習拠点である社会教育施設の活用を図ることが重要な課題となっている。・・・(略)

今一度地域の重要な資源であるこれらの社会教育を担う施設の活性化が期待されており、各地方公共団体における行財政上の配慮を期待したい。

(社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実)

○ 住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め、地域独自の課題や公共の課題に対応するなど、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる。・・・例えば、住民の主体的な地域課題への取組や、社会の要請が高い分野の学習、家庭教育に関する学習等を行う学習拠点として位置付け、またその際には情報通信技術を活用するなどし、地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要である。

(2) 社会全体の教育力の向上 —学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり —

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

○ 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。

○ 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世交代等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁

判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。

○ 図書館においては、・・・地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での課題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。・・・また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。

○ 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施することが望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2 今後の行政等の在り方 — 生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築 —

(2) 社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

○ ・・・、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育施設の拠点として、積極的に活用される必要がある。

○ 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

○ 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実が求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。

○ また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加えて、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報

提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきで有り、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。

○ 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。

○ ・・・。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。

○ また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参画しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待されることであり、女性教育施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。

○ このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。

○ 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。

○ ・・・社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、・・・計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施・・・求められる。

・・・、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課することが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

2. 「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示：文部科学省
(平成15年6月6日)

<見直しのポイント>

本告示は、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化・弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応などを踏まえ、従来の「基準」(昭和34年12月28日文部省告示)の全部を改正した。

第2条関係(対象区域) 広域的・体系的な学習サービス

第3条関係(地域の学習拠点としての機能の発揮)

1項=公民館は「地域の学習拠点としての役割を明確化し、社会教育関係団体、NPO等と共に講座を企画・立案することなどにより多様な学習機会の提供につとめる」

2項=公民館は「地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努める」

第4条関係(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

家庭教育に関する学習機会、学習情報の提供・相談等の実施により、地域の家庭教育支援の拠点としての機能の発揮に努める

第5条関係(奉仕活動・体験活動の推進)

ボランティア養成の研修会の開催や、奉仕活動・体験活動に関する学習機会・学習情報の提供の充実に努める

第6条関係(学校、家庭及び地域社会との連携等)

関係機関・団体との緊密な連携・協力により、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとする

第7条関係(地域の実情を踏まえた運営)

第7条2項 夜間開館の実施など、開館日、開館時間の設定に当たっては地域住民の便宜を図る

第8条関係(職員の資質の向上)

3項=「職員の資質及び能力の向上を図るため、研修機会の充実に努める」

第9条関係(施設及び設備)

地域の実状に応じた施設設備の整備・充実

第10条(事業の自己評価)

自己点検・自己評価を行い、その結果を地域住民に公表する